

1 河川整備基本方針・河川整備計画

河川法に基づき、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が位置づけられている

(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項「河川整備基本方針」を定めておかなければならない。

(河川整備計画)

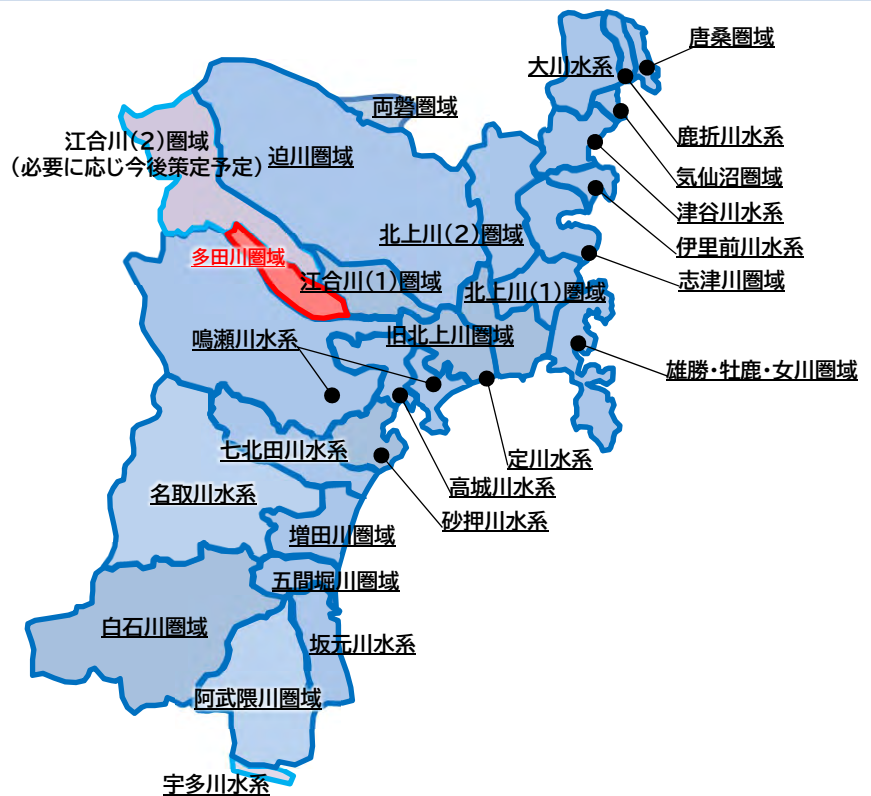
第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画「河川整備計画」を定めておかなければならない。

2 近年の降雨状況を踏まえた河川整備計画の見直しの視点

- ① 豪雨災害による被害に対応した計画規模の見直し
- ② 近年の降雨状況を踏まえた計画規模の確認
- ③ 近年の社会経済情勢の変化を踏まえた見直し

3 見直し対象圏域

多田川圏域
河川計画見直し



凡例

- R3年度末まで河川整備計画策定及び見直し済圏域 25圏域
- R4年度末まで河川整備計画検討圏域 1圏域
- ※(江合川(2),宇多川は今後必要に応じて策定予定)

1 学識者懇談会の位置づけ(河川法)

第16条の3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

河川法に基づき、河川に関し意見を聴く場を設けるため、学識者懇談会を開催。

2 構成員への依頼事項

専門分野での知見をもとに、具体的な整備内容などを定める河川整備計画の内容等について意見提出を行うこと。

3 河川整備計画の決定・公表まで

河川整備基本方針

河川整備計画

●内容

河川整備の目標
河川工事, 河川の維持の内容

河川整備計画の
素案の作成

意見

学識経験者

意見

公聴会の開催などによる
住民意見の反映

河川整備計画の
案の決定

意見

地方公共団体の長

河川整備計画の
決定・公表

河川工事, 河川の維持

第1回 河川整備学識者懇談会
(令和4年12月19日)

- 現状と課題
- 目標に関する事項
(治水, 利水, 環境, 維持管理)
- 河川の整備の実施に関する事項
(河川整備事業メニュー)
- 河川整備計画(素案)

第2回 河川整備学識者懇談会
(令和5年2月頃)

- 住民意見などの計画への反映
状況
- 河川整備計画(案)

計2回の河川整備学識者懇談会を予定